

後三条天皇の莊園整理ごさんじょう

〔延久元（一〇六九）年二月〕廿三日、寛徳二（一〇四五）年以後に新たに設置された莊園を廃止する。たとえ（設置が）その年（寛徳二年）以前であっても、莊園設置の証拠文書が不確かで、国司の職務の妨害となるものは、同じく廃止するとの、天皇の命令が下された。閏二月十一日、初めて記録莊園券契所けんけいを設置し、係官らを任命した。

（『百練抄』）

この後、三条院が在位されていた時、……延久の記録所（記録莊園券契所）といつて初めて設置されたのは、全国の莊園が、天皇の命令や太政官だいていの指令もないままに公田くでんを掠めとつていることが、天下の大害だと即位前からお聞きになつていたからで、すなわち宇治殿（関白の藤原頼通よりみち）の時代に、摂関家の御領、御領とばかり言つて、莊園が諸国に満ちあふれて、受領ずりようの職務が行い難いなどということをお聞きになり、（記録所新設を）採用されたものである。

（『愚管抄』）